

【2020年1月25日に東芝機械に送信した電子メール】

東芝機械株式会社 取締役会 御中

貴社が1月24日に開示された「株主意思確認総会に関する当社における対応について」を拝見いたしました。

株主の意思に従って廃止した買収防衛策を株主総会の承認を得ずに取締役会決議のみで復活させたこと自体、株主の意思に反するものでした。従って、仮に貴社のお考えを前提としても、弊社が提案せずとも貴社が自主的に株主の意思を確認するための株主総会を開催する旨を決定すべきであったと考えます。貴社取締役会におかれては、今後は、株主の意思を尊重されるようお願い申し上げます。

なお、株主の皆様の判断に資するため、貴社からご質問等をいただいた際には、必要に応じて迅速にご回答申し上げる所存です。

弊社としては、株主の意思を確認するための株主総会を開催すること自体には賛同いたしますが、当該株主総会の開催等に関しては、公正な手続きとするため、以下の条件を満たしていただきたいと存じます。

1 貴社が買収防衛策の発動を決定した1月17日から8週間以内（遅くとも弊社が貴社に対して臨時株主総会の招集を要請した1月22日から8週間以内）に株主総会を開催願います。

本来、買収防衛策を取締役会で決議した後、直ちに（遅くとも弊社が貴社に対して臨時株主総会の招集を要請した時から）その承認を得るための臨時株主総会開催の準備を進めるべきであるところ、会社法297条4項2号は株主から株主総会招集請求を受けてから株主総会の招集まで8週間あれば十分であることを前提としているからです。また、弊社子会社による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の受渡日が3月末日を超えてしまうと、弊社子会社は、期末配当を受領できず期末配当相当額の損害を被り、定時株主総会における議決権も得られないことになり、明らかに不公正です。

なお、本公開買付けの公開買付期間については、株主総会の開催日が決定された後に、延長させていただく予定です。

2 弊社の貴社に対する1月23日付けメールにて書かせていただいたとおり、株主総会についての貴社と弊社との協議の進展にかかわらず、株主総会における議決権の基準日は早急に設定してください。協議中であるからといって株主総会の開催を遅らせる必要はなく、早期開催のためにできる手続きは進めておくべきです。

3 買取防衛策の導入に対する賛否の決議は普通決議ということで結構ですが、買取防衛策の発動に関する決議は特別決議としてください。この点、貴社は普通決議で足りるという見解とのことですので、どうしても普通決議にこだわられるのであれば、買取防衛策の発動に関する決議の結果が普通決議の要件は満たすが特別決議の要件は満たさないという場合は、公正な解決という観点から裁判所の判断を仰ぐことにいたしましょう。具体的には、新株予約権無償割当ての基準日は、株主総会決議を受けて裁判所の審理期間を十分確保できる日程で設定してください。一方で、本公開買付けの受渡日が4月1日以降となると、弊社は、前記1のとおり、期末配当を受領できず、定時株主総会における議決権を得られないという重大な不利益を被ることになりますので、株主総会開催日、基準日等のスケジュール設定については、この点についてもご配慮願います。

なお、買取防衛策の発動に関する決議が特別決議として成立して新株予約権無償割当てが決定された場合、弊社としては、それでも法的には争い得るものと考えますが、コーポレート・ガバナンスを尊重するという立場から特別決議という結果を重視し、本公開買付けは撤回することといたします。

4 今回行うとしている株主総会は、株主の明確な意思を確認するためのものです。つきましては、議決権行使書で賛否の表示（賛否に丸印を付けるなど）のない場合は、賛成又は反対とみなすという扱いをせず、棄権という扱いにしてください（株主総会招集通知と議決権行使書にその旨明記してください。）。

5 お互いにフェアに進めましょう。仮に法的には認められる範囲内であったとしても、奇策を用いて相手の正当な権利の行使をやりにくくしたり、不当に困惑させたりということは弊社は行うつもりがありませんし、貴社にもそのようにお願いいたします。